

議発第1号

掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例の制定について

上記の議案を裏面のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成31年3月22日提出

提出者

防災意識向上特別委員会

委員長 山本行男

## 掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例

天災は忘れた頃にやってくると言われてきた。私たちは、改めて、災害は頻繁に発生し、そのたびに生命が脅かされるということを意識しなければならない。

災害は、避けられないが、皆が、「我がこと」という意識を持って行動したとき、自らの生命が守られるだけでなく、大切な人の命を守ることにもつながる。

「災害はすぐには起こらないだろう」ではなく、「今すぐ起きるかもしれない」と考え、常に災害を想定し、いざというときには、直ちに行動できるよう市民等、事業者及び市が協働し、それが「我がこと」として行動すれば、どのような災害が来ようとも、被害を最小限にとどめることができる。

今こそ、自らが行動に移す時が来た。

ここに、私たちは、市民等、事業者及び市が一体となって、日本一防災意識の高いまちを築き、全ての市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、防災意識の向上に関する基本理念を定め、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、防災意識の高いまちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体（事業者を除く。）並びに市内に通勤し、又は通学する個人をいう。

(2) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

### (基本理念)

第3条 市民等、事業者及び市は、災害はいつでも起りうることを念頭に置き、市民等及び事業者が自らの安全を自らで守り、身近な地域で相互に支え合うという意識を基本とし、それが主体となって防災対策に取り組まなければならない。

2 防災対策は、市民等、事業者及び市がそれぞれの責務及び役割を果たし、それが持てる能力を生かしつつ、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら災害に備えるため、平常時から情報の収集、食糧等

の備蓄その他の防災対策を実施しなければならない。

2 市民等は、市の実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、災害に備えるため、平常時から従業員に対する防災教育、利用者等に対する避難経路等の周知その他の防災対策を実施しなければならない。

2 事業者は、市の実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等及び事業者の防災意識の向上及び災害に対する行動力を養うための啓発を効果的に実施しなければならない。

2 市は、過去の災害事例を検証するとともに、市の区域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を防災対策に反映させるよう努めなければならない。

(情報提供)

第7条 市は、防災意識の向上を図るため、市民等及び事業者に対し、平常時から避難所の位置、避難の経路及び方法その他災害時における安全性の確保に関する必要な情報を提供しなければならない。

(防災教育等の充実)

第8条 市は、研修、防災訓練等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。

2 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行うとともに、画像、映像等を用いるなどして、防災に関する知識の普及及び防災意識の向上に努めなければならない。

3 市は、防災に関する市民等の理解を深めるため、学校教育及び社会教育を通じ、防災に関する教育の充実に努めなければならない。

4 市は、防災教育、防災訓練その他市民等及び事業者が防災に関する知識を習得し、又は防災意識の向上を図るための機会を確保するために必要な支援をするものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。